

令和元年6月4日現在

機関番号：32686

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03880

研究課題名(和文) ポスト多文化主義時代におけるマイノリティと移民の包摂に関する国際比較研究

研究課題名(英文) Comparative Research on Social Inclusion of Minorities and Immigrants in the Era of Post-Multiculturalism

研究代表者

岩間 暁子 (IWAMA, Akiko)

立教大学・社会学部・教授

研究者番号：30298088

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：東アジア、アメリカ、ヨーロッパの国際比較をおこなった結果、(1)各国における「マイノリティ」概念の定義、「マイノリティ」とみなされる集団、「マイノリティ」政策のありよう(国際人権法や国連などで定められているマイノリティの権利の法制化がどの程度なされているのかを含めて)およびそれぞれの変遷には、各国における民族構成や民族関係のありようが反映されていること、(2)移民という「新しいマイノリティ」に対する社会的包摂策の方向性は、ナショナル・マイノリティ(「旧来のマイノリティ」)の社会的包摂策のありようと密接に関わっていることなどが明らかになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、国際人権法や国連などにおける「マイノリティ」概念(ナショナル、エスニック、宗教的、言語的な面で多数派とは異なる特徴を持つ数の少ない集団)を用い、マイノリティの権利保障の観点から日本の多文化共生政策を展開するうえでの課題を明らかにしたという社会的意義を有する。学術的意義としては、日韓では概念自体ほとんど知られていないが国際的には高い重要性を与えられてきたナショナル・マイノリティに着目し、民族構成や民族関係のありようの違いが移民受け入れをめぐる両国の違いを生み出していること、ヨーロッパやアメリカが中心だったマイノリティの国際比較研究に対して東アジアの知見を提示したことなどが挙げられる。

研究成果の概要(英文)：A Comparative analysis on minority concepts, minority policies and national/ethnic relations in East Asia, the US and Europe mainly reveals the following: (1) the minority definition, the designated groups as minorities, and the framework and contents of minority policies in each state have been respectively related to both the national/ethnic composition and the national/ethnic relations in the state; (2) an orientation of social inclusion policies for immigrants as new minorities are closely related to that for national minorities as old minorities on the whole.

研究分野：社会学

キーワード：マイノリティ ナショナル・マイノリティ エスニック・マイノリティ 少数民族 移民 社会学 国際比較 多文化主語

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

### 1. 研究開始当初の背景

日本、韓国では労働力不足への対応策として移民受け入れをめぐる議論が盛んになっており、その際にヨーロッパの経験が参照されることが多い。ヨーロッパは第二次世界大戦後の労働力不足に対して、短期間の滞在を前提として外国人労働者を受け入れたが、各国政府の想定を超える形で家族の呼び寄せや定住化が進んだ。移民や移民二世・三世のホスト国への円滑な統合・編入は1990年代以降のヨーロッパの大きな政策課題となってきた。

一方、日韓両国ではほとんど知られていないが、同じ時期のヨーロッパでは「ナショナル・マイノリティ」の包摂も大きな争点であった。「ナショナル・マイノリティ」ということばは、もともと19世紀末のヨーロッパで生まれ、第一次世界大戦後に急速に広がった。オーストリア・ハンガリー帝国等の解体やそれに伴って中東欧を中心に新たな諸国が誕生する過程で、自分たちを主体とした国家を形成できなかった民族や他の民族が主体である国で暮らす民族などを「ナショナル・マイノリティ」とみなし、一定の配慮が必要という考え方が登場したのである。しかし、冷戦体制下ではナショナル・マイノリティの保護問題は棚上げにされた。ソ連東欧圏の解体をきっかけとして、1995年に欧州協議会で「少数民族保護枠組み条約」が採択されるなど(1998年発効)、ナショナル・マイノリティの権利保護の制度的枠組みが構築されてきた。

移民とナショナル・マイノリティはともに、多数派とは異なる民族言語、民族文化、歴史、民族的アイデンティティを有するという特徴をもつ。研究代表者らがこれまでの研究で明らかにしてきたように(岩間・ユ 2014; ユ・岩間 2014)、ヨーロッパではこうした民族的独自性を維持・継承するための権利がナショナル・マイノリティにより多く認められ、政策面でのプライオリティもより高く、ナショナル・マイノリティ政策は移民政策の策定・実施にあたっての参照軸となってきた。その理由として、ナショナル・マイノリティが現在の居住国で暮らしてきた歴史性(土着性)、少数民族自身による活発な権利要求運動、ナショナル・マイノリティの処遇は地域全体の政治的安定性の維持に重要である点などが考慮されたことなどが挙げられる。

従来、ヨーロッパでもナショナル・マイノリティと移民の研究は独立しておこなわれてきたが、前者を「旧来のマイノリティ」、後者を「新しいマイノリティ」と呼び、両者を区別しつつも総合的に理解・研究する新たなアプローチが登場している。

#### <文献>

岩間暁子/ユ・ヒョジョン[劉孝鐘] 2014、「デンマークとスウェーデンにおけるナショナル・マイノリティ政策の現状と課題」『応用社会学研究』56:241-253。

ユ・ヒョジョン[劉孝鐘]/岩間暁子、2014、「小さな民族の広い世界 - ドイツ東部のナショナル・マイノリティ『ソルブ人』を通して」『応用社会学研究』56:191-210。

### 2. 研究の目的

多文化主義への懐疑がヨーロッパでも広がり、移民の統合・編入のあり方が問われている。こうしたポスト多文化主義時代における移民(「新しいマイノリティ」と「旧来のマイノリティ」であるナショナル・マイノリティ(少数民族)の社会的包摂策の関係を国際比較によって理論的実証的に明らかにすることが本研究の目的である。

中心的な研究課題は、日本と韓国に見られる移民政策の違いが、(1)民族構成と民族関係のありよう、(2)「マイノリティ」概念の受容に見られる特徴のそれぞれによってどのような影響を受けているのか、についての考察である。

日韓の比較分析を多角的観点からおこなうとともに、得られた知見をより一般化することを目指し、ヨーロッパにおけるマイノリティの社会的包摂策の歴史的展開や現状に関する検討、日本と韓国のマイノリティ概念の受容に大きな影響を与えてきたアメリカのマイノリティをめぐる動向の検討、東アジアのなかではもっとも少数民族の権利保障が法的には整備されている中国における少数民族政策の検討を進める。各国の事例についても、(1)と(2)の観点から整理・分析する。

### 3. 研究の方法

移民政策や移民の権利擁護に見られる国ごとの「積極性」の違いが、(1)民族構成や民族関係のありよう、(2)受容されている「マイノリティ」概念の違いによってどのように説明されるか、を国際比較で明らかにすることを目指す。(2)に関しては、研究代表者と研究分担者による国際比較研究プロジェクトの成果である『マイノリティとは何か - 概念と政策の比較社会学』(岩間暁子/ユ・ヒョジョン編著、2007年、ミネルヴァ書房)で提示した「マイノリティ」概念の3類型に基本的に依拠する。具体的には、「マイノリティ」概念は、(1)ナショナル、エスニック、宗教的、言語的な面で多数派とは異なる特徴を有する数の少ない集団に限定して「マイノリティ」ということばを用いる「限定型/伝統型」(ドイツ、ソ連・ロシア、中国)、(2)限定型/伝統型のもつこうした特徴よりも、その集団がもつ弱者性に焦点をあてる形で、エスニック・マイノリティ、LGBT、障害者などを代表的なマイノリティとみなす「拡散型」(アメリカ、日本、韓国)、「マイノリティ」ということばの使用が回避され、その存在が原則として公的には認められない「回避型」(フランス)である。この類型の有効性は、2012年度 - 2015年度の4年間に科学研究費の助成を受けて実施したプロジェクト(研究課題「マイノリティ・弱者・移民

の相互連関に関する理論的・実証的研究 - 国際比較を中心に」) によっても再確認されている。

#### 4. 研究成果

主に以下の九つの成果が得られた。第一に、ヨーロッパで先行してきたマイノリティの権利保障政策の展開において、事実上、もっとも高い重要性を与えられてきたナショナル・マイノリティの権利保障の意義やその必要性などについて、19世紀末以降のヨーロッパの国際社会における動向やドイツ、ソ連・ロシアの事例をもとに明らかにした。

第二に、「ナショナル・マイノリティ」という概念とそれに該当すると見なされる少数民族集団の変遷に関して、ソ連・ロシアとドイツを代表的な事例として取り上げ、公的文書、辞・事典、新聞記事、関連する先行研究などを用いて検討した。その結果、ドイツとロシア・ソ連では「マイノリティ」ということばは少数民族を指すこと、「ナショナル」な要素が最重要視されてきたという2つの共通点があることを明らかにした。他方で、ロシア・ソ連では国際情勢やソ連解体などの影響を受けて意味や指示対象が大きく変化したこと、ドイツでは不可欠な「数の少なさ」はロシア・ソ連では必ずしも重視されなかったなどの違いも明らかになった。

第三に、アメリカを事例として20世紀初頭以降の社会学辞典や英英辞典、議会資料などを収集・分析した結果、ヨーロッパのマイノリティ概念の中核をなす「数の少なさ」や「ナショナル」な要素が注意深く排除された定義が第二次世界大戦終結直前に社会学者によって提示され、移民国家アメリカにおけるナショナル・マイノリティに対する全般的な危機感を背景に急速に広まり、1960年代以降は「差別」され、「偏見」を受けている弱者というアメリカ流のマイノリティ概念が主流となったこと、公民権運動の成功やアイデンティティ・ポリティクスとの勃興などにより、障害者やLGBTなどの多様な集団がマイノリティということばを用いるようになり、さらにその指示対象が拡散したことなどを明らかにした。

第四に、ヨーロッパとアメリカのマイノリティ概念・政策の相違点を整理するとともに、ポーランド、チェコ、デンマーク、スウェーデンなどにおけるナショナル・マイノリティ政策の近年の動向も踏まえつつ、欧州評議会の「少数民族保護枠組み条約」に残された課題と今後の方向性を検討した。

第五に、日本ではアイヌや沖縄の人々がナショナル・マイノリティに相当すると考えられ、在日コリアンもそれに準じた立場にあると考えられるのに対し、韓国にはナショナル・マイノリティに相当する民族は存在しないと考えられる。中国では建国以来、55の少数民族が「ナショナル・マイノリティ」とされてきたが、90年代半ば以降、英語表記は「エスニック・マイノリティ」に変更された。

第六に、韓国では、英語の「マイノリティ」に対応することばとして、韓国語で「マイノリティ」とそのまま表記したことばよりも、「少数者」ということばがより一般的に用いられているが、「少数者」ということばの使用や、このことばで指し示される人々に対する社会的関心が2000年前後に急激に高まったことなどを確認したうえで、その社会的政治的経済的背景を明らかにした。

第七に、韓国華僑、外国人労働者（特に「雇用許可制」を中心に）多文化家族、在外同胞のそれぞれに対する包摂策の内容とその展開過程の分析を通じて、韓国の社会的包摂策の特徴を明らかにした。さらに、こうした変化は、市民社会の成熟、人権や民主主義を重視する政権の誕生と継続などによって生み出されたことも明らかにした。伝統的に民族的同質性が高い韓国は、日本と同様に移民の受け入れに消極的だったが、近年、外国人・移民の包摂に向けて積極的に取り組むようになり、国際的にも高い評価を受けている。

第八に、日本、韓国、中国の東アジア3カ国の事例に基づき、各国で受容されているマイノリティ概念の違いには国によって異なる民族構成や民族関係のありようが反映されていること、こうした民族構成や民族関係およびマイノリティ概念の特徴に対応する形でマイノリティ政策にも違いが見られることなどを明らかにした。

第九に、東アジアにはマイノリティ保護のための地域レジームが存在しない理由に関して、東アジアにおける近代以降の民族関係や国家間関係に関する歴史との対応関係を検討すると同時に、ヨーロッパや国連を中心に進められてきたナショナル・マイノリティの権利保護の枠組みとその限界などを参考にしながら、東アジアにおけるマイノリティ保護のための地域レジームの構築に向けた課題と展望を示した。

以上の成果については英語での学術書刊行を目指して順次、英語論文の執筆、専門業者による英文校正を進めてきた。出版社との契約上、刊行までは得られた知見の中核部分を他の媒体で発表することができないため、発表論文等が少なくなった。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計1件)

岩間暁子、2020、「家族の多様化と貧困・社会的排除」、査読なし、田間泰子編『リスク社会の家族変動』放送大学教育振興会（印刷中）。

〔学会発表〕(計0件)

〔図書〕(計0件)

